

名古屋都市計画地区計画の決定計画書

(志段味ヒューマンサイエンスパーク上志段味地区計画)

(名古屋市決定)

名古屋都市計画地区計画の決定（名古屋市決定）

都市計画志段味ヒューマンサイエンスパーク上志段味地区計画を次のように決定する。

名 称	志段味ヒューマンサイエンスパーク上志段味地区計画	
位 置	名古屋市守山区大字上志段味字蟻塚、字安川原、字川原及び字西浦の各一部	
面 積	約3.8ha	
区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 に 関 す る 方 針	地区計画の目標	<p>本区域は、市の北東部に位置し、緑豊かな自然が残されている地区である。また、広域かつ国際的な視点のもとに魅力ある研究テーマと総合的な研究環境を備えた特色ある研究開発拠点づくりを進めるため、「志段味ヒューマンサイエンスパーク」として整備を進める区域のうち、医療・福祉・健康産業を振興するゾーンとして整備をすすめている。</p> <p>土地区画整理事業によって形成される区域周辺の良好な住宅市街地との整合を図りつつ、研究開発生産施設の集積を促進し、適正かつ合理的な土地利用を図ることを目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>周辺の住宅地環境に配慮した研究開発生産施設を適正に配置し、緑豊かなヒューマンサイエンスパークの形成を図る。</p>
	建築物等の整備の方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 敷地の細分化を防ぐため、敷地面積の最低限度を定める。 2 区域周辺と調和のとれた環境の確保と維持を図るため、壁面の位置の制限及び高さの最高限度を定める。 3 良好な都市景観の形成を図るため、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限及び垣又はさくの構造の制限を行う。 4 緑豊かな都市環境を実現するため、緑化率の最低限度を定める。
	その他当該区域の整備、開発及び保全に関する方針	<p>特別用途地区の「研究開発地区」により建築物の用途の制限を行うとともに、緑豊かなヒューマンサイエンスパーク実現のため、努めて敷地内の緑化を図る。</p>

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の敷地面積の最低限度	500㎡ ただし、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なものの敷地については、この限りでない。
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は5m以上、隣地境界線までの距離は2m以上とする。
		建築物等の高さの最高限度	20m
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物等の形態又は意匠は、周辺環境と調和したものとし、色彩は落ち着いた色調とする。
		建築物の緑化率の最低限度	10分の2
		垣又はさくの構造の制限	道路に面する部分の垣又はさくは、生垣とする。

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

地区計画を定めることにより、研究開発生産機能の集積を促進し、区域周辺の良好な市街地環境と共存した快適な環境と活力のある志段味ヒューマンサイエンスパークの建設を図る。